

法人事業税の外形標準課税

- 法人事業税の外形標準課税は、地方税収の安定化、応益税としての性格の明確化等を図るため、中小法人の負担に配慮しつつ、平成16年度に導入された。
- 外形基準のうち、付加価値割は、変動係数が小さく、税源偏在の縮小にも効果がある。

〈外形標準課税分の変動係数〉

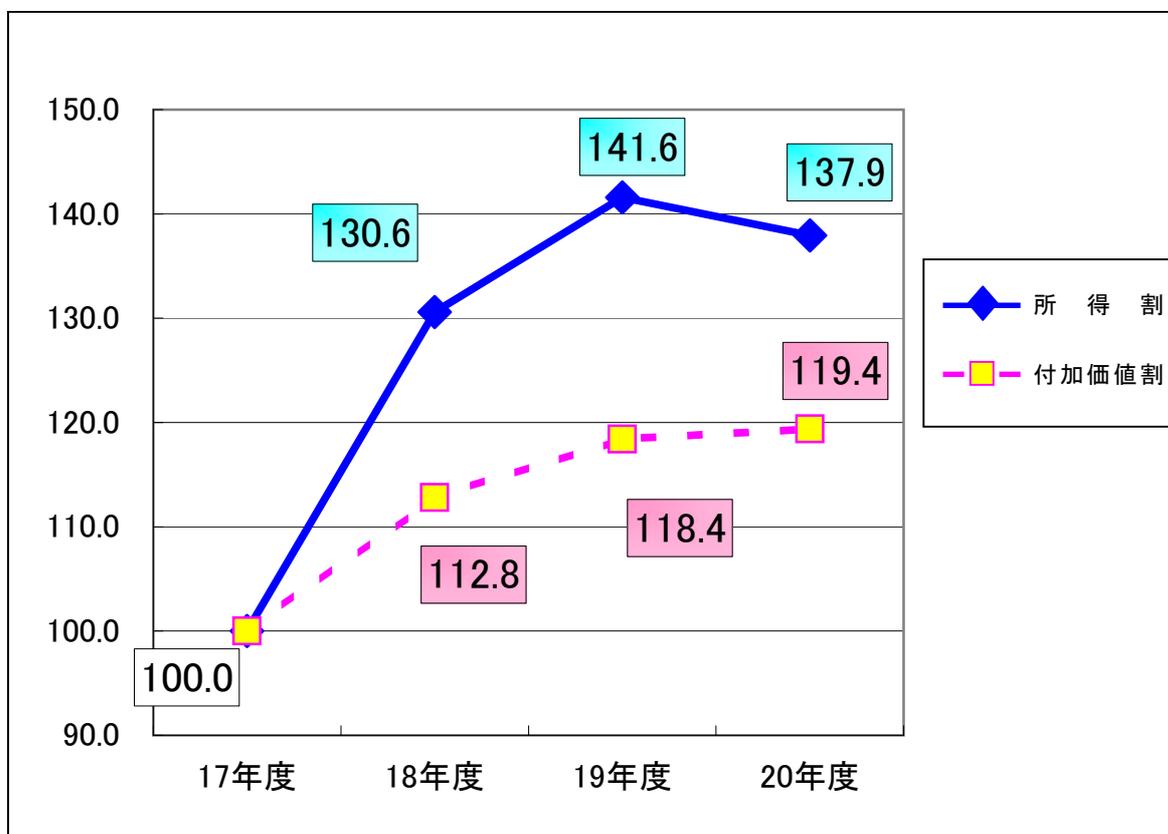
(単位：億円)

	平成20年度の法人事業税額			外形標準課税分 小計	合計
	所得割分	付加価値割分	資本割分		
東京都	6,516	1,306	722	8,544	12,667
全国	24,142	5,095	2,293	31,530	49,777
変動係数	0.599	0.502	0.625		

注1 変動係数は、人口一人当たりの数値であり、東京都主税局において計算した。

注2 変動係数は、各都道府県の税収額のばらつきを表したものである。変動係数が大きくなるほど、ばらつきも大きくなる。

〈所得割と付加価値割の推移〉



注 平成17年度の付加価値割額及び所得割額を100とした指数である。

個人所得課税の累進構造の変化

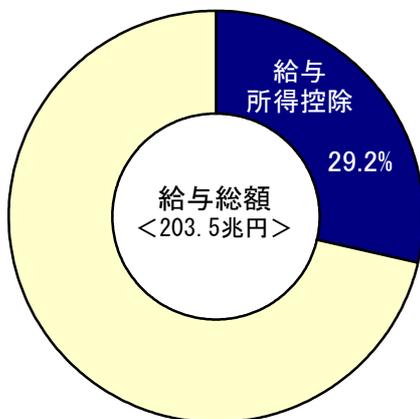
・ 個人所得課税は昭和62年及び63年の抜本的税制改正、平成6年の抜本改革等、累次の改正において、中堅所得者層を中心とする負担累増感に配慮する等の観点から、累進構造の緩和が図られてきた。

所得税		個人住民税									
<昭和62年の抜本的税制改正以前>		<現行>		<昭和62年の抜本的税制改正以前>				<現行>			
課税所得 (万円超)	税率 (%)	課税所得 (万円超)	税率 (%)	課税所得 (万円超)	税率 (%)		課税所得	税率 (%)			
					市	県		市	県	市	県
0	10.5	0	5	0	4.5	2.5	2	一律	10	6	4
50	12			20	5	3	2				
120	14			45	6	4	2				
200	17	195	10	70	7	5	2				
300	21	330	20	95	8	6	2				
400	25			120	9	7	2				
600	30	695	23	150	11	7	4				
800	35	900	33	220	12	8	4				
1,000	40			370	13	9	4				
1,200	45			570	14	10	4				
1,500	50	1,800	40	950	15	11	4				
2,000	55			1,900	16	12	4				
3,000	60			2,900	17	13	4				
5,000	65			4,900	18	14	4				
8,000	70										

課税ベースの縮小

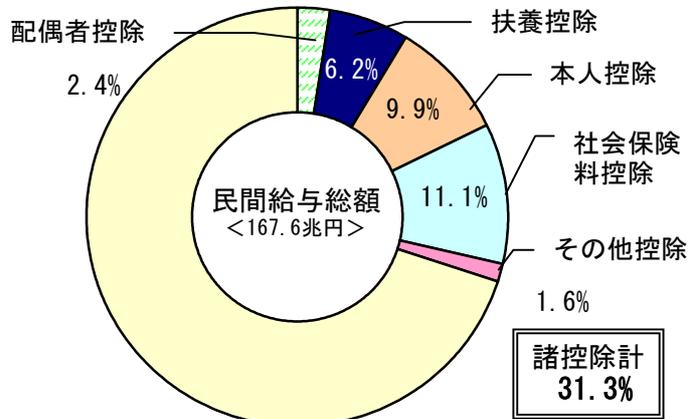
・ 給与総額に対する給与所得控除の割合は約3割である。また、民間給与総額に対する諸控除の割合も約3割である。

<給与総額に対する給与所得控除の割合>



注 「給与所得控除制度」(財務省ホームページ)により作成。
平成23年度予算ベース。

<民間給与総額に対する諸控除の割合>



注1 「民間給与の実態調査結果(平成21年度)」(国税庁)により作成。
2 端数処理の関係上、各項目の和が合計と一致しない。

個人所得課税の国際比較

- 我が国の国民所得に占める個人所得課税負担割合は、諸外国と比べて低い水準である。

区 分	国 名		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
	日本 (昭和61年度)	日本 (平成23年度)					
国税収入に占める 個人所得課税収入の割合	39.3%	31.2%	(連邦) 77.1%	39.5%	39.7%	34.4%	
国民所得に占める 個人所得課税負担割合 [地方税を含めた場合]	6.3% [8.9%]	3.8% [7.2%]	9.6% [含む州・ 地方政府 12.2%]	13.5%	10.5% [12.6%]	10.2%	
課税最低限	235.7万円	261.6万円	連邦 298.5万円	84.8万円	227.9万円	366.4万円	
税率	最低税率(所得税)	10.5%	5%	10%	20%	14%	5.5%
	最高税率(所得税) [地方税等を含めた場合]	70% [78%]	40% [50%]	35% [約47.8%]	50%	45% [47.475%]	41% [49%]
税率の刻み数 [地方税等の税率の刻み数]	15 [14]	6 [1]	6 [7.5]	3	—	4 [1]	

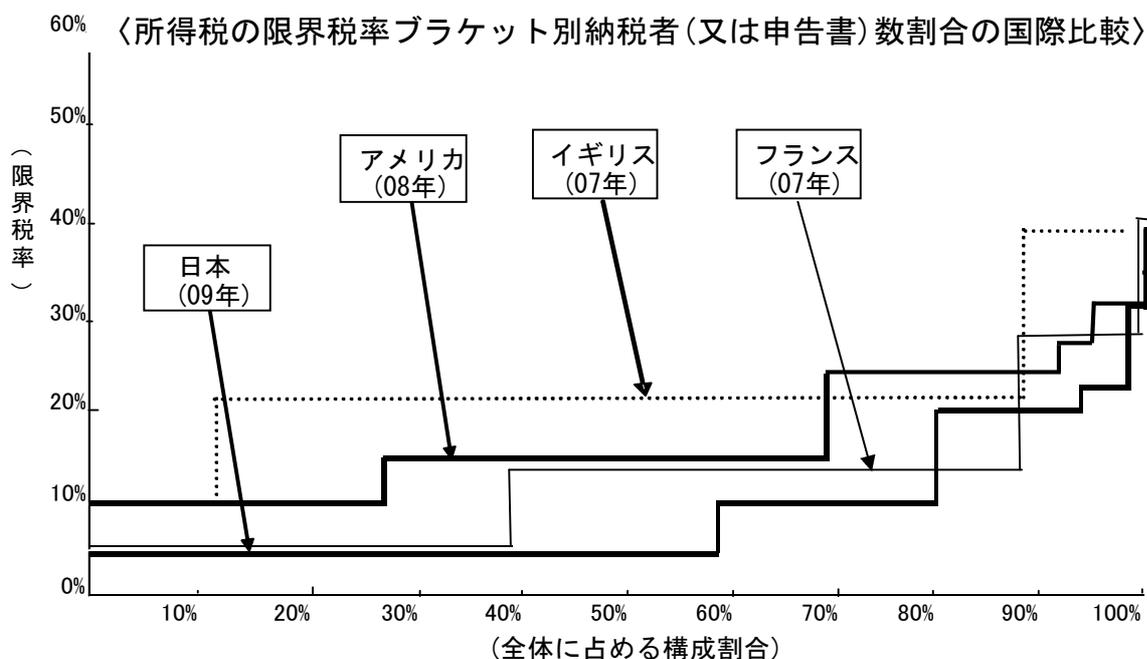
注1 「個人所得課税の国際比較」(財務省ホームページ)により作成。

2 諸外国は2011年1月適用の税法に基づく。

3 諸外国の個人所得課税収入の割合及び個人所得課税負担割合は、OECD「Revenue Statistics 1965-2009」及び同「National Accounts 1997-2009」に基づく2008年の数値。

税率構造

- 我が国の所得税は、納税者の8割が5%、10%の税率に集中している。



注1 「税制の現状」(財務省ホームページ)により作成。

2 日本のデータは、平成21年度予算ベースを基に推計したものである。

3 アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

財政調整制度

- 地方自治体間の財源の不均衡を調整し、財源保障を行う制度として地方交付税制度がある。
- 地方交付税等による調整をした後の一般財源の人口一人当たり額は、東京都は第28位、全国平均の1.06倍となっている。

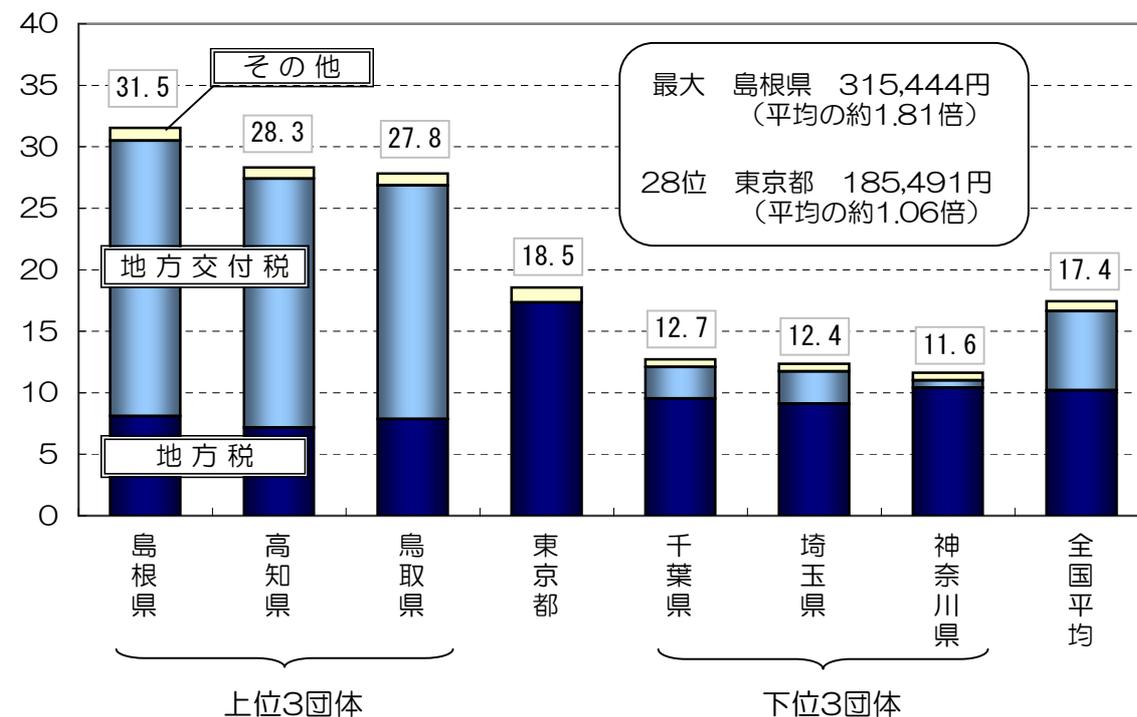
〈歳入純計決算額の状況（普通会計）（平成21年度決算）〉

（単位：億円）



注 「平成23年版地方財政白書」（総務省）により作成。

〈一般財源の人口一人当たり額の状況(平成21年度決算)〉



注1 「平成23年度版地方財政白書」（総務省）により作成。

2 地方税の額は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金として市町村に交付する額を除いたものである。

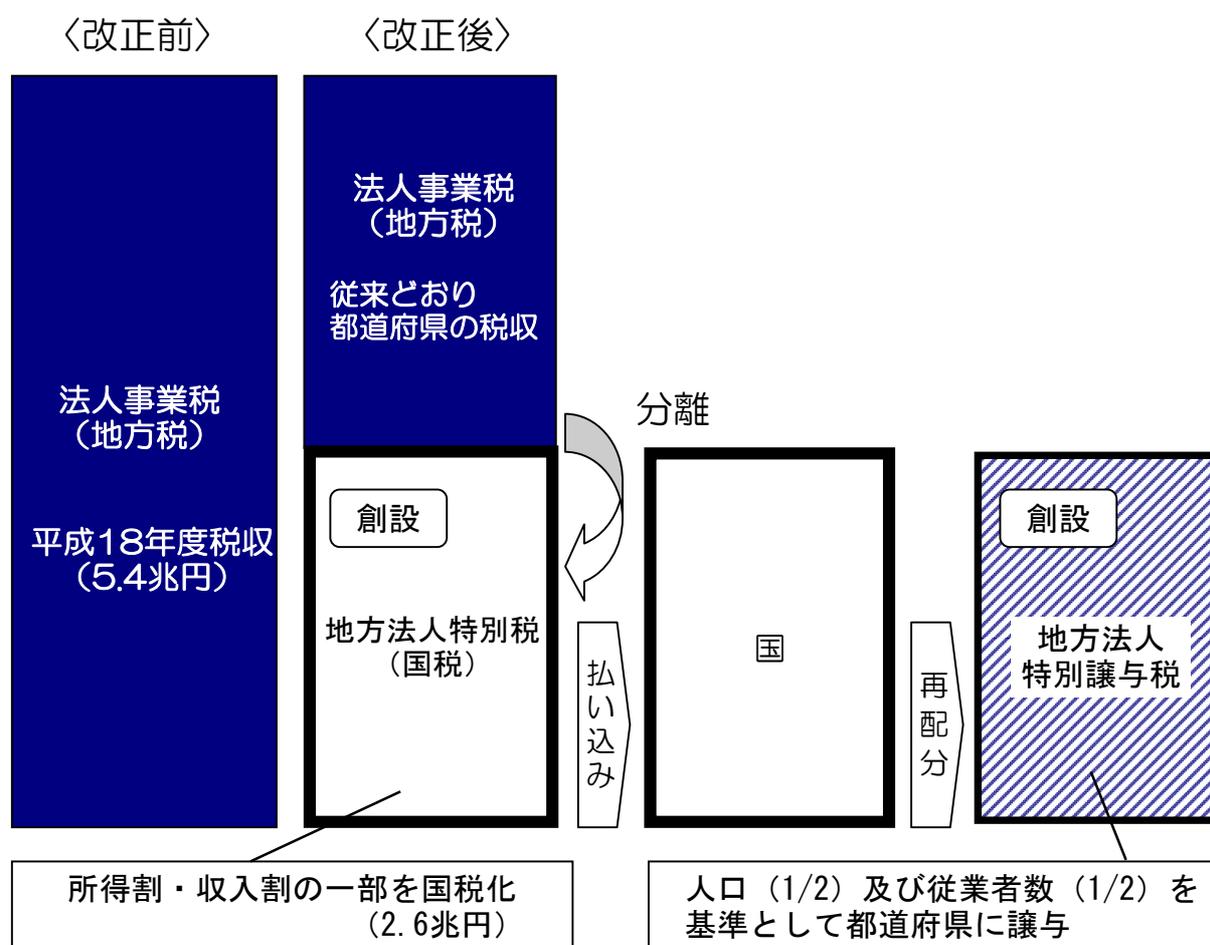
3 東京都の地方税については、上記交付金の他に特別区財政調整交付金、東京都が徴収した市町村税相当額を除いたものである。

4 人口一人当たり額は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳登録人口で除して得た値である。

地方法人特別税・同譲与税

- 平成20年度税制改正では、税収の地域間格差の是正を図るとして、法人事業税の一部を国税化し、全国都道府県に人口等で按分して譲与する措置が導入された。
- この措置は、地方の自主財源である法人事業税を、財政調整の手段として用いたものである。

[基本的仕組み（全国ベース）]



[都への影響額等]

- 都への影響額（平成23年度当初予算ベース）

平成23年度：△1,844億円

（平年度）（法人事業税 △3,545億円、地方法人特別譲与税 1,701億円）

- 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

（地方法人特別譲与税は、平成21年度から各都道府県に譲与）